

< 報道発表資料 >

令和 8 年 2 月 1 6 日
京都市建設局建設企画部建設企画課

令和 7 年度京都市公共事業評価を踏まえた

今後の対応方針

京都市では、公共事業の実施過程の透明性を確保し、市民のみなさまへの説明責任を果たすため、事業の各段階において評価を実施しています。

この度、令和 7 年度の再評価^{※1}及び事後評価^{※2}対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 7 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、対応方針を定めました。

1 再評価対象事業

種別	事業名	対応方針
街路事業	山陰街道	事業継続
土地区画整理事業	伏見西部第五地区	事業継続

2 事後評価対象事業

種別	事業名	対応方針
街路事業	鴨川東岸線（第 2 工区）	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
下水道事業	浸水対策事業 新川排水区	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
下水道事業	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
下水道事業	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要

※ 1 事業着手後、一定期間を経過した公共事業について、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うもの

※ 2 事業完了後、一定期間を経過した公共事業について、事業実施に伴う事業効果等の検証を行うもの

<資料の公開について>

「令和7年度京都市公共事業評価 対応方針」、「令和7年度公共事業の評価に関する意見書」等は、総合企画局情報化推進室情報公開コーナー又は以下のHPから御覧いただけます。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000275806.html>

<お問合せ先>

京都市建設局建設企画部建設企画課

電話：075-222-3551